皆さん、心配をお掛けしました

深夜の違法ビラ配布事件で東京高裁が判決！

創価学会員らの組織的犯行と認定

対立する団体と代表者を違法に攻撃！

一般住宅に軒並み配布された違法ビラ

平成十三年九月、同十六年二月の二回にわたり、住民の皆さん方の郵便受けなどに、「狂信的カルト教団『妙観講』の恐怖」「淫祠邪教『妙観講』」「妙観講よ出て行け！」などと書かれたビラが投函されていた事件をご記憶でしょうか。

平成十三年の時は、東京都杉並区のほぼ全域と長野県の一部に、そして平成十六年の時は、杉並区をはじめ宮城県・千葉県・埼玉県・神奈川県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・徳島県の十都道府県の三十四市区町に、人々の寝静まった深夜、夥しい数のビラが配布され、地域住民の方々に得体の知れない不安を与えた悪質な事件です。

ビラには発行者の連絡先も記されておらず、また夜陰にまぎれて行なわれた事件であったため、犯人の特定も容易ではないと思われましたが、たまたま杉並区と静岡県で目撃者がいたことから、これらの事件は宗教法人創価学会の大幹部らが、学会に反対する側の団体や人物の評価を失墜させ、社会的に抹殺するために行なった犯行であることが判明しました。

そこで、このビラの被害者（日蓮正宗の檀家の講である「妙観講」と、その代表者である講頭の大草一男氏）が、ビラを作成配布した学会大幹部ら（当時）と創価学会に対し、名誉毀損による損害賠償を求めて訴えを提起。その判決が、このたび二月十三日に、東京高等裁判所で言い渡されたのです。

ビラの内容も不当と認定

判決は、ビラの配布にはそうとう多数の学会員が組織的に配布に関与したものと認定、また配布されたビラの内容については、妙観講と大草氏の社会的評価を不当に低下させる違法なものであると認定し、配布への関与が明らかになっている学会大幹部ら三名に対して、総額二百八十万円の損害賠償金の支払いを命じました。原告（妙観講・大草講頭）側の勝訴です。

これで、創価学会員が夜陰にまぎれて中傷ビラを配布してきた行為の〝違法性〟が明らかとなりました。

創価学会に入会している方々は、こうした行為が犯罪になる、ということをよく認識して、これからは発行元不明の怪文書の配布に協力したりすることのないよう、良識をもって自戒すべきであります。

また、朝起きてみたら、郵便受けに得体の知れない中傷ビラが投函されていて不安を覚えた、という住民の皆さんには、心よりお見舞い申し上げると共に、道義的な責任を感じていない創価学会に成り代わって、学会員らの不法行為をお詫び申し上げます（なお、今後、同様の行為が繰り返された場合には、お手数ですが本紙までご一報くださるようお願いします）。

いずれにしましても、公益法人（広く社会を益するための法人）であるはずの創価学会の大幹部らが、深夜、組織を使って違法な中傷ビラを配布する、などということはあってはならない悪質な事件であり、今後の厳しい監視が望まれるところであります。

「道義的責任を感じない創価学会に成り代わり、学会員らの不法行為を住民の皆様にお詫び申し上げます。」

違法ビラは、郵便受けだけでなく、電柱や標識、他人の家のベランダにまで勝手に貼り付けられた！

妙観

編集人　理境坊所属妙観講
発行所　暁鐘編集室
〒167-0042
東京都杉並区西荻北5-4-3
TEL 03（5382）7676
FAX 03（5382）7678
郵便振替口座0019-3-28102

この新聞は、七百年の歴史をもつ伝統仏教・日蓮正宗の檀信徒の講「妙観講」において編集しています。

号外

違法ビラ配布事件の背景と判決概要

妙観講を継続的に攻撃してきた創価学会

「ビラは根拠のない人身攻撃で違法」

配布実行犯3名に280万円の損害賠償命令

判決

事件の背景

今回の違法ビラによる攻撃目標とされた「妙観講」とは、七百年の歴史をもつ伝統仏教「日蓮正宗」の檀信徒の団体（講）で、その代表者を「講頭」といいます。

一方の創価学会は、かつては日蓮正宗の信徒団体でしたが、平成三年十一月に日蓮正宗から破門されて以来、日蓮正宗を激しく憎悪し、日蓮正宗並びに妙観講及び同講講頭らに対する悪口を継続的に行なってきました。

そして今回の二度にわたる違法ビラは、日蓮正宗管長（当時）阿部日顕上人・妙観講大草講頭の写真を、オウム真理教の麻原彰晃の写真等と並べて、「妙観講がオウム真理教と同様の狂信的な宗教団体であり」「組織的に違法行為ないし反社会的な活動を行なっており、住民の生活の平穏を害する危険性がある」旨を書き立て、妙観講の追放を住民に呼びかける、というセンセーショナルな内容のものでした。

しかも、このビラのどこを見ても、「創価学会」の名称もなければ、発行元の連絡先も明かされておらず、まったく「作成・配布等の責任の所在を明らかにしない」無責任で悪質なものだったのです。

このようなビラを、「未明から早朝にかけて」「人目を避けて」一斉配布するかぎり、真の犯人は判明しない、と思ったのでしょうが、たまたま杉並区と静岡県で目撃者が出たことから、配布実行犯のうち三人が特定されました。

その三人とは、創価学会の杉並区副青年部長・高橋浩一、同じく静岡県内の青年部長・山本伸一、同じく杉並区の男子部部長・佐渡正浩（いずれも当時の役職）――やはり創価学会の大幹部らだったのです。

尻尾をつかまれながら、なお全く反省の色を見せない彼等に対し、妙観講および大草講頭は、名誉毀損による損害賠償を求めて訴訟を提起しました。その判決が、去る二月十三日、東京高等裁判所で下ったのです。

ビラの内容は著しい歪曲と誇張

判決の概要と組織的犯行

判決は、問題のビラが「妙観講の社会的評価を著しく低下させ」「原告大草の社会的評価をも低下させる」違法なものである、と認定しました。

そして、この違法ビラの作成・配布は「創価学会のいずれかの組織を構成する相当数の学会員が関与していた」と認められ、「妙観講ひいては日蓮正宗と深刻な対立関係にある、創価学会の会員の一部が、〝妙観講はオウム真理教等と同類の危険なカルト集団であって、原告大草はオウム真理教の麻原彰晃と同じような危険な人物である〟と広く一般に印象付け、これを中傷することを目的としたものである」として、多数の創価学会員らによる組織的犯行であったものと断じています。

さらに、ビラの具体的な記載内容について判決は、それぞれ次のように、その真実性を否定しました。

①「妙観講は一般人に対し無差別電話による勧誘を行ない、勧誘目的による執拗な尾行・ストーカー行為を行なっている」とのビラの記載は、「これを認めるに足りる的確な証拠はない」つまり根拠のない記述であって「事実を誇張している」もの、とされました。

②「妙観講は顕正会との間で血塗られた抗争を展開してきた」とのビラの記載は、「妙観講の特定の講員が、暴行・傷害を行なったとの具体的事実を認めるに足りる証拠はない」これまた根拠のない「誇張」である、とされました。

③「妙観講が盗聴行為を行なった」とのビラの記載も、「妙観講がこれ（盗聴）に関与していたと認める証拠はなく」「その請求を棄却する判決が確定している」のだから、一方的な非難である、とされました。

④「妙観講が平成十三年の参院選において数々の選挙違反を行なった」とのビラの記載も、「妙観講が組織的に（選挙違反に）関与していた」等の「事実を認めるに足りる的確な証拠は全くない」と、否定されました。

⑤「大草をはじめ妙観講内の男女関係は乱れきっている」とのビラの記載も、その裏付けとされる文書の真偽に明らかな争いがあり、結局、「確たる証拠もないのに、著しく誇張した事実」を書いたものである、として切って捨てられました。

⑥「妙観講の機関紙は、9・11テロを『仏罰だ』として喜ぶような狂気の記事を載せており、また日顕上人も『イラン大地震は我々を非難した罰だ』と語っている」等のビラの記載も、「意図するところをかなり曲解しているものといわざるを得ない」と否定されました。

⑦「妙観講の活動により、地域住民の平穏な生活が脅かされている」とのビラの記載は、妙観講の布教によって「一部の創価学会員」が脅かされているとみる余地はあったとしても、「一般の地域住民の平穏な生活が脅かされていることを具体的に示す事実」などない、と否定されました。

そして判決は、以上のような点を踏まえた上で、妙観講は狂信的カルト教団であり、大草講頭は麻原彰晃と同じような反社会的人物であるとするビラの記載は「合理的な根拠を持つものとは評価することはできず」「事実の基礎を欠く、人身攻撃に当たる意見ないし論評」であると、その事実無根ぶりと違法性を厳しく弾劾したのです。

こうして、創価学会大幹部ら三名に対し、損害賠償金二百八十万円の支払いが命じられました。

なお判決は、この違法ビラの配布行為が学会大幹部らの「個人的な活動であるとは、とうてい認めがたい」として、

「本件各ビラの作成・配布等については、創価学会のいずれかの組織を構成する、そうとう多数の学会員がその意思を通じて関与していたことが推認できる」と、なんと三回も繰り返し指摘しているのであります。

状況証拠は誰の目にも明らかで、創価学会が道義的責任を免れないことは当然でありましょう。

しかるに、一切の責任を実行犯の三名に押し付け、全く責任を感じている様子のない創価学会――私達は憤りを禁じえないと同時に、再犯防止のために厳重な監視をしていかなくてはならない、と考えているものであります。

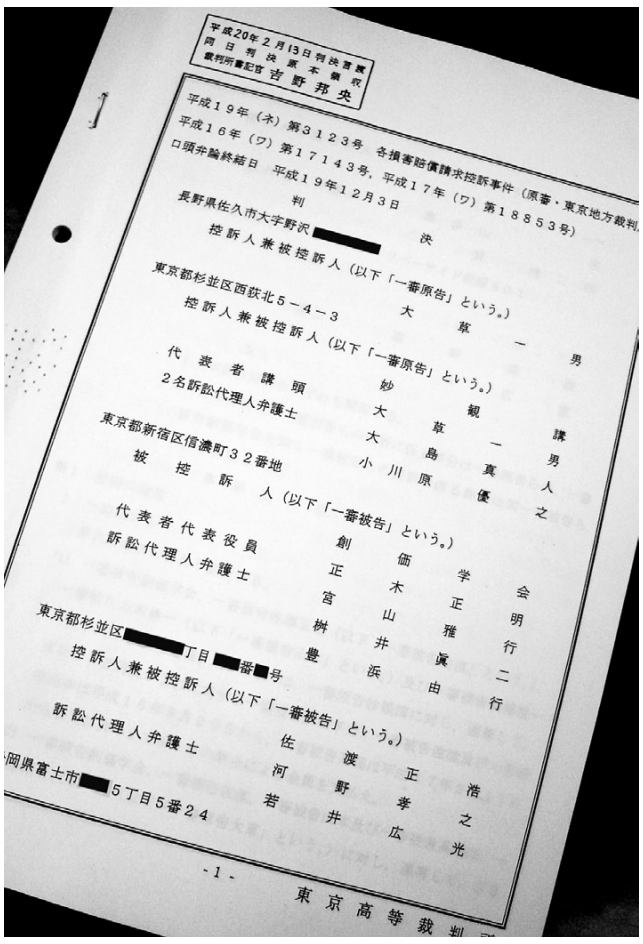
平成20年2月13日判決言渡
同日判決原本領収
裁判所書記官 吉野邦央

平成19年（ネ）第3123号 各損害賠償請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成16年（ワ）第17143号，平成17年（ワ）第18853号）
口頭弁論終結日 平成19年12月3日
判　決
長野県佐久市大字野沢[redacted]
控訴人兼被控訴人（以下「一審原告」という。）　大草一男
東京都杉並区西荻北5－4－3
控訴人兼被控訴人（以下「一審原告」という。）　妙観講
代表者講頭　大草一男
2名訴訟代理人弁護士　大島真人　小川原優之
東京都新宿区信濃町32番地
被控訴人（以下「一審被告」という。）　創価学会
代表者代表役員　正木正明
訴訟代理人弁護士　宮山雅行　桝井二　豊浜学
東京都杉並区[redacted]丁目[redacted]番[redacted]号
控訴人兼被控訴人（以下「一審被告」という。）　佐渡正浩
訴訟代理人弁護士　河野孝之　若井広光
[redacted]岡県富士市[redacted]5丁目5番24
-1-
東京高等裁判所

東京高等裁判所で言い渡された判決文（全28頁）

学会員は今後、こうした違法行為に加担せぬよう、よくよく自戒を！